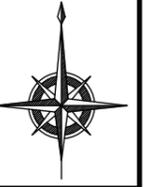


地区計画 地区計画方針の付図  
S=1 : 2500 (A3)



種類	名称	幅員	延長又は面積
道路	区画道路1号	12.5m	約520m
	区画道路2号	12.5m	約170m
	区画道路3号	9.0m	約760m
	区画道路4号	5.0m	約115m
	区画道路5号	5.0m	約10m
	区画道路6号	5.0m	約5m
公園	1号公園	—	約5,970㎡
	2号公園	—	約390㎡
緑地	緩衝緑地帯1号	15.0m	約9,100㎡
	緩衝緑地帯2号	15.0m	約4,600㎡
	緩衝緑地帯3号	15.0m	約2,900㎡
	緩衝緑地帯4号	15.0m	約5,000㎡
	緩衝緑地帯5号	5.0m	約1,100㎡
雨水貯留浸透施設	調整池	—	約5,740㎡



**【地区計画の目標】**  
 本地区は、久喜市の北部に位置し、西側は主要地方道さいたま栗橋線に近接する広域的な交通利便性が高く、土地利用のポテンシャルが高い地区である。  
 本地区の特徴を活かし、地域の活性化に寄与する大規模な製造施設や流通業務施設などを誘導し、地区周辺における優れた田園風景と調和のとれた良好な産業団地の形成を図ることを目標とする。

**【土地利用の方針】**  
 当地区の特性に応じて計画的な土地利用を誘導する。  
 主要地方道さいたま栗橋線に近接した交通利便性の高さを活かすため、大規模な製造施設や流通業務施設などの集積を図る地区とする。

**【地区施設の整備の方針】**  
 地区内には、良好な流通機能を有する緑の多い魅力的な産業流通団地を形成するため、道路、公園、緩衝緑地帯、調整池を配置・整備する。また、これらの機能を保全していくため、道路、公園、調整池は久喜市が、緩衝緑地帯はその所有者又は施設管理者が適切に維持管理する。  
 なお、調整池については、埼玉県雨水流出抑制施設の設置等に関する条例の規則に定める技術的基準に従い対策を講じ、地区内の雨水排水を適切に調整したうえで、流末水路に接続する。

**【建築物等の整備の方針】**  
 企業活動の集約及びゆとりある良好な地区内環境の整備、保全を促すため、建築物等の用途の制限、建築物の建蔽率の最高限度、建築物の敷地面積の最低限度、壁面の位置の制限、壁面後退区域における工作物の設置の制限、建築物等の高さの最高限度、建築物等の形態又は色彩その他意匠の制限、建築物の緑化率の最低限度、かき又はさくの構造の制限を定める。  
 また、敷地内は環境の美化に努め、空地については植栽等により表土の保全を図り、緑の多い良好な環境の維持管理に努める。  
 ボリューム感や奥行きのある緑化を推進するため、壁面緑化、屋上緑化等の導入に努める。

凡例		
地区計画区域、地区整備計画区域		
地区施設	道路	区画道路
		区画道路(歩道)
	公園	
	緑地	緩衝緑地帯
		雨水貯留浸透施設
調整池		

